

当座預金

令和4年9月1日現在

項 目	内 容
商品名	当座預金
ご利用いただける方	・法人、個人の方 ・反社会的勢力に該当しない方 ※口座の開設には、当金庫の審査がございます。 ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。
種類	(1) 一般：法人および個人事業主の方の事業用資金支払用 (2) 専用約束手形口（マル専口座）：法人および個人の方の商品等の割賦代金支払用 ※自動支払および自動受取の指定はできません。
お預入金額	1円以上（1円単位）
お預入期間	期間の定めはありません。
お預入方法	随時お預入れできます。 現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替、振込でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。
払戻方法	小切手がお支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内にお支払いのために呈示された場合にお支払いします。
お利息	お利息はつきません。
税金	税金はかかりません。
付加できる特約事項	・当座貸越による自動融資が、別途ご契約によりご利用いただけます。 - お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・公共料金等、各種料金などの自動支払いおよび年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 - ご利用にあたってはお手続きが必要です。 ・インターネットバンキングによる資金移動がご利用できます。
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。
手数料	小切手帳及び手形帳の発行等には次の手数料がかかります。 (1) 一般 ・小切手帳 1冊 50枚綴り 1,100円 ・手形帳（約束手形・為替手形）1冊 25枚綴り 825円 ※署名鑑印サービス 登録料 5,500円 (2) 専用約束手形口（マル専口座） ・マル専口座開設手数料 1口座 3,300円 ・マル専手形用紙 1枚 550円

当座預金

商品概要説明書

項 目	内 容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は、「当座勘定規定（一般用）」および「当座勘定規定（専用約束手形口用）」によりお取扱いたします。 ・当座預金は、前記規定のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理されます。 ・預金保険制度により全額保護されます。

当座預金